

## 保険料

被保険者それぞれに保険料がかかります。被保険者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額(上限 57 万円)です。

支払い方法は、年金が年額 18 万円以上の方は、年 6 回の年金定期支払いの際に、保険料があらかじめ差し引かれます。(介護保険料との合計額が年金額の 2 分の 1 を超える場合は納入通知書又は口座振替での支払いとなります。)天引きの対象となる年金には、老齢基礎年金・厚生年金・共済年金などの老齢(退職)年金のほか、遺族年金・障害年金があります(老齢福祉年金は除く)。

なお、年金の年額が 18 万円以上の人で本来は年金天引きの対象であっても、後期高齢者医療制度に加入してから最初の半年ほどは納入通知書又は口座振替での支払いとなります。その後は「年金からのお支払い」に切替わりますが、引き続き「口座振替」を希望される方は手続時に申し付け下さい。

※ただし、振替できる口座は北海道銀行天塩支店、天塩町農業協同組合本所、稚内信用金庫天塩支店、北るもい漁業協同組合本所、\*ゆうちょ銀行(道内)の 5 金融機関となります。  
平成 29 年度の保険料より住民の皆様の利便性向上のためゆうちょ銀行での取り扱いが可能になりました。

(平成 29 年度の保険料は 6 月にお知らせいたします。)

年金から口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。手続きに時間がかかりますのでご了承ください。

## ※滞納処分について

保険料を未納のままにしておきますと、保険運営に大きな支障をきたしますので期限を守り納付くださいますようお願いいたします。連絡がない状況で未納が続くと、財産の差し押さえ等の処分や有効期限が短い「短期被保険者証」の交付を行う場合があります。

その後も特別な事情がないにもかかわらず未納が 1 年経過しますと、保険証に代わり医療費を全額支払わなければならない「資格証明書」が交付される場合がありますのでご注意ください。

災害による損害、所得の著しい減少、その他特別な事情で保険料を納めることが困難となった方は、申請により徴収猶予や減免が受けられる場合がありますので役場窓口までご連絡ください。